

第 12 章 方法書に対する意見、見解等

第12章 方法書に対する意見、見解等

12.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

12.1.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は、表 12.1-1 に示す日時で計 2 回開催しました。

表 12.1-1 方法書説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第 1 回	令和 4 年 3 月 11 日(金) 19:00~20:00	神奈川中小企業センタービル 13 階 第 2 会議室 (横浜市中区尾上町 5-80)	5 名
第 2 回	令和 4 年 3 月 12 日(土) 10:00~11:15		11 名
合計			16 名

12.1.2 方法書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の見解

各開催日の意見の概要と事業者の見解は、表 12.1-2 及び表 12.1-3 に示すとおりです。なお、整理にあたっては、発言順ではなく項目別としています。

表 12.1-2(1) 方法書説明会（第 1 回）における意見の概要

項目	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	建物の使用は何年くらいを想定しているのでしょうか。	計画段階なのではっきりとした年数は答えられないが、工事、設計を行ったうえで、構造を踏まえて長期間維持していきます。また、長く使用できるように管理の計画もしていきます。
事業計画	基本的な躯体、外観、総戸数等の建物の具体的な情報について教えてください。	外観及び総戸数については、現在検討中であり、準備書では明らかにします。
生物多様性	野生の動植物というよりも、ペットに優しい地区であるので、工事期間に配慮していただけるのでしょうか。	ご意見として賜り、今後検討していきます。
廃棄物	廃棄物について、工事中と供用中には触れているが、解体時の廃棄物の予測は入っていないのでしょうか。解体時について、どのようにとらえていますか。	今回の環境影響評価では解体時の廃棄物は予測項目に選定していません。事業としては、解体時にも廃棄物が少なくなるように今後設計していきます。
騒音・振動	騒音振動の調査地点について、調査地点は法律で定められているのでしょうか。一番人通りの少ない、影響の少ないところを選定しているのではないのでしょうか。	図に赤く示している点は、工事関連車両が通るルート of 代表的な地点として設定しています。 その先は万国橋を左折して出ていくしかないため、万国橋の手前を b 地点として設定し、それぞれの道路で代表的な地点を選定しています。
騒音・振動	a 地点、b 地点、d 地点を予測することで、ザ・タワー横浜北仲（横浜北仲ノット）を囲む騒音振動は網羅できるのでしょうか。	工事中など対象事業実施区域から発生する騒音の予測評価に関しては黄色の地点で暗振動、暗騒音を調査して、実際の設備、工事機械の稼働音を上乘せして評価をします。a~d 地点は、道路交通の調査地点です。

表 12.1-2(2) 方法書説明会（第1回）における意見の概要

項目	質疑、意見の概要	事業者の説明
風害	近年の地球温暖化の影響を受けて、想像していないような風害等の異常気象がある中、単純に過去を振り返って評価しているのでしょうか。	気象につきましては、最新の気象年度を採用するにあたって、過去の気象との違いを統計的に、有意差を検定して、どの年度の気象データを用いるか十分に検証してから行います。
安全（浸水）	高潮、津波、防災について、最近マンションでの浸水被害等もあったため、心配しています。	防災に関して、北仲地区では地区計画でエリアでの防災対策が決められています。 ザ・タワー横浜北仲（横浜北仲ノット）では、津波が起きた際の一時避難場所が2階デッキに確保されているため、そういったものと連携しながら一時避難の対応も計画していきます。
景観	2階デッキによって海への景色がさげられ、海沿いの景観を損ねてしまうのではないのでしょうか。2階デッキで、市庁舎及びザ・タワー横浜北仲（横浜北仲ノット）とつなげる必要性を教えてください。	歩行者デッキについて、北仲通北地区のエリアでは、全体的なエリアで連携しています。 車は1階、歩行者は2階で歩車分離をしながら連続性をそれぞれで持たせるという地区計画に基づいて歩行者デッキを計画しています。
その他	配慮市長意見書4項目の指摘について、どういう風に対応されるのでしょうか。	配慮市長意見書として、全部で19個の市長意見を受けています。 これらの対策につきましてはこれから市長意見や住民の意見を踏まえて対応を検討していきます。

表 12.1-3(1) 方法書説明会（第2回）における意見の概要

項目	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	広場として、ただ空間が開いているだけでは意味がないと思います。広場を公園と一体化した使い方ができるようにしたいです。	北仲通北第二公園との連続性についてなど、公園は横浜市の管理であるので、横浜市と協議しながら進めていきます。
事業計画	現時点でどのような店舗形態の誘致を想定しているのでしょうか。	店舗のテナントの内容について、計画の内容は未定となっています。
事業計画	建物の事業計画の内容について、事業、住居、店舗と色分けされているが、各用途のおおまかな規模がわからないと交通量及び動線の計算ができないと思います。現状どういったものを想定しているのか、教えてください。	規模感に関して、計画の最中なので、明らかになった部分については、準備書で明らかにする予定です。
事業計画	今の交通量から、水際線プロムナードの広場Cの東側は道路を狭める設計だが、人の流れを考えると設計を変えなければならないのではないのでしょうか。今の道幅では、足りなくなると思うので、人が通ることを想定した設計を検討していただきたいです。	水際線プロムナードについては、地区計画で6mと決まっているため、その部分を確保しながら広場Cとの連続性、一体性といったところで、滞留性、にぎわい感の創出を考えています。 そこからの人の流れとしては、水際線プロムナードで西側に行く、歩行者デッキで馬車道駅へ行くといった歩行者動線の分散を含めて考慮しています。
事業計画	共同住宅について、どのくらいの戸数を想定しているのでしょうか。	計画の戸数については、検討中であり、住戸毎の大きさが決まらなると戸数が定まらないため、次回の準備書で具体的に回答します。

表 12.1-3(2) 方法書説明会（第2回）における意見の概要

項目	質疑、意見の概要	事業者の説明
生物多様性	<p>動植物に関して、建物を建てることによって、どの程度のインパクトを想定しているのでしょうか。</p> <p>今後調査を行う上での方向性を教えてください。</p>	<p>計画地は現在駐車場となっており、そこに建物が建つことによる動植物への影響はないと考えています。</p> <p>今回の事業において、積極的に緑化を進めるにあたり、どのような種を植えるのが適しているか検討するため、周辺の街路樹等の生育状況を調査します。</p>
生物多様性	<p>周辺建物の緑化した部分にネズミが大量に生息していて巣になっています。生垣のようなものを作ることで、ネズミの巣になりかねないことを認識してほしいです。今駐車場だからといって今後の影響がないと言い切れるわけではないことを配慮していただきたいです。</p>	<p>緑化に関しては、供用後も適切な維持管理をしていきます。</p>
日影	<p>日影の影響がみなとみらい側にどの程度あるのでしょうか。</p> <p>今の計画段階でわかる範囲で教えてください。</p>	<p>建物計画が未定なので、形状が決まったら今回の調査の方法に基づいて日影の影響を予測します。</p>
地域社会	<p>工事車両がサークルウォークを通る想定となっているが、現状かなり多いサークルウォークの交通量はどうなりますか。また、迂回道路としてみなとみらい地区を選定した場合、居住区域に停車及び通過することについての負荷をどのように想定しているのでしょうか。</p>	<p>計画地の前面の道路は左折イン左折アウトしかできない立地となっています。したがって、周辺で交通量調査を行い、交通量の分散を含めて調査を活用します。</p> <p>工事車両の負荷について、工事の施工会社が決まり次第、施工会社と協力し、影響負荷を回避させていただければと思います。</p>
地域社会	<p>現状北仲橋の道路が工事用車両の駐車場のように使われていますが、橋の上、その手前にエンジンをかけたまま停止することが想定されます。このあたりの配慮をどの程度想定しているのでしょうか。</p>	<p>工事用車両について、ご意見を賜り、施工会社が決定した際には、施工会社へ申し伝え、待機車両がないように施工を進めていきたいと考えています。</p>
地域社会	<p>歩行者デッキを作るところと同じところにマンションの車の出入り口を想定していると思いますが、現状北仲のマンションでは、道路のセンターラインにオレンジのパイプが立っているが、左折インなのに右折で入る車があります。</p> <p>センターラインに何らかの対策をしないと、安全上よろしくないのでしょうか。計画の早い段階から検討をお願いしたいです。</p>	<p>車両の出入り口に関しては、左折イン左折アウトとなっています。</p> <p>安全確保重視ということになり、道路にポールを設置するとなれば警察と協議をすることも検討し、供用後も左折イン左折アウトを周知し、安全対策を図っていきます。</p>

表 12.1-3(3) 方法書説明会（第2回）における意見の概要

項目	質疑、意見の概要	事業者の説明
地域社会	<p>オフィス、事業所とありますが、昼夜間の人口及び交通量の変化はどのように想定しているのでしょうか。動線の現地調査に、実際のところのボリュームがないと計算できないのではないのでしょうか。</p> <p>動線として、緑の線、アパとかの流入はまったく考慮されていないのでしょうか。</p> <p>13 番の万国橋からの動線も相当想定されるのではないかと思いますので、調査計画をするうえで人の流れを想定できているのでしょうか。</p>	<p>自動車交通量について、24 時間の調査を行うことを想定しています。</p> <p>事業に伴う交通量の発生については現状どういった規模になるかは未定となっています。</p> <p>どの時間にピークがくるかは周辺の調査を含めて対応していきます。</p> <p>歩行者動線について、緑の線は住宅に住む方々が主要な駅に向かう動線として示しています。その他の万国橋通り等から水際線プロムナードを通る一般の方々の往来が想定されるために、現在の歩道が一般の歩行者でどのような通行状態であるか調べるため、12、13 の地点で調査します。</p>
景観	<p>現状立っているアパホテルは平たい壁のような印象を受けます。今回の建物の外観について配慮いただけるのでしょうか。</p>	<p>建物の外観については検討中であり、内容は未定となっています。</p>
その他	<p>歩行者デッキの設置の管轄はどちらが担っているのでしょうか。</p>	<p>歩行者デッキは、事業者の管轄として設置します。</p> <p>設置に関しては、反対側の横浜北仲ノットと協議して設置を進めていきます。</p>
その他 (防犯)	<p>夜間には、不特定の人が北仲通北第二公園にたむろしていて、店舗の種類によっては、さらに集まってしまうことが懸念されます。また、広場も同様に不特定の人が集まってしまう可能性があります。そのあたりも計画に想定されているのでしょうか。</p>	<p>本事業では、昼夜間をとおして、不特定の人が 24 時間広場に来訪されることが想定されます。</p> <p>防犯対策として、植栽計画、照明計画、防犯カメラ、管理体制を考慮し、防犯にも配慮した計画にしていきます。</p>
その他 (地域交流)	<p>地域のコミュニティの活性化をどのように考えているのでしょうか。</p> <p>地域交流の場として、北仲通北第二公園は園児などの遊び場となっているが、現状でも午前中しか日が当たらなくなっています。フェンスをなくして、31m の高さの建物を敷地境界から 5m の距離に建ててしまうと、ただの隙間になってしまうことが懸念されます。広さを確保していただけないでしょうか。</p>	<p>公園の考え方について、敷地の真北側に広場を作り、広場から西側に、水際線プロムナードを通って公園との連続性、一体性のある計画を考えています。</p> <p>北仲通北地区においては、本事業に限らず、エリア全体としてにぎわい感の創出を検討していくことが必要と考えています。</p> <p>北仲エリアにはすでにエリアマネジメントの会が発足されており、そこと連携して事業を進めていきたいと考えています。</p>

12.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 環境影響評価方法書」に対し、4通の意見書(延べ意見数7件)が提出されました。意見書の内容と意見数は表12.2-1に示すとおりです。

意見書の内容と事業者の見解は、表12.2-2に示すとおりです。なお、整理にあたっては、項目別としています。

表 12.2-1 意見書の内容と意見数

意見項目		意見数	
事業計画	施設配置について	2件	5件
	建築物の高さについて	2件	
	照明について	1件	
環境影響評価	景観について	1件	2件
	地盤について	1件	
合計		7件(4通)	

表 12.2-2(1) 意見書の内容と事業者の見解

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画 施設配置について	<p>本計画の高層棟について、方法書に記載の位置および形状から予想すると、ザ・タワー横浜北仲の南東面の延長線上に対して、本計画の高層棟が完全に被るように思えます。</p> <p>このような建て方は、本町通り側から新港地区方向への視界を遮ること、ザ・タワー横浜北仲の東角ならびに北東面の東角より住戸からの眺望に明らかな影響を及ぼすものと考えられます。</p> <p>当初再開発の建物配置イメージにおいて本計画建物の北西面は、ザ・タワー横浜北仲の南東面延長線上、もしくはやや間隔をとって運河側への導線を確保するような想定ではなかったでしょうか？</p> <p>いずれにせよ現居住住宅、本計画建物内住宅からの眺望を考えても二つの建物が被るような建築は避けるべきではないかと考えます。</p>	<p>高層棟の配置及び形状については、地元まちづくり組織である北仲通北地区再開発協議会が作成した北仲通北地区デザインガイドラインを遵守した高層棟の位置の計画を行っています。本ガイドラインでは、北仲通北地区全体でバランスのとれたまとまりある景観形成のため、各地区の高層棟の概ねの位置を規定しています。</p> <p>この他、本事業では北仲通北再開発等促進地区地区計画等の各上位計画及びガイドラインに則り、適切な隣棟間隔の確保を行います。各上位計画及びガイドラインを遵守した高層棟の位置の計画とすることで、ザ・タワー横浜北仲から運河への眺望は一定の確保ができる計画となる見込みです。</p>

注) 意見書の内容は、原文のまま記載しました。

表 12.2-2(2) 意見書の内容と事業者の見解

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>施設配置について</p> <p>高層棟について、道路境界線から近く、B-2 地区ともかなり近いので、圧迫感がある。道路境界線からの壁面後退については10M「以上」であるので、最低限ではなく余裕を持った設計としていただきたい。</p> <p>上記を含め、現在の施設配置図は全体的にゆとりがなく、閉鎖的な感じも受ける。ゆとりの部分を市の公園やB-2 地区の広場といった隣地に頼るのではなく、自らの敷地においても、街並みを重視し、ゆとりのある配置や設計としていただきたい。街並みとして、圧迫感はないのか、調和はとれるのか、抜け感はあるのか、また、地域の魅力づくりに貢献できるものとなっているのか、横浜市都市計画マスタープラン、地域整備方針（北仲通地区）、北仲通地区まちづくりガイドラインに則っているか、調査・検討していただきたい。先の話ではあるが、建物についても街並みづくりに貢献できるセンスのあるものにしていただきたい。</p>	<p>高層棟については、各上位計画及びガイドラインを遵守した位置として計画し、地区計画に定められた目標や方針を踏まえ、歩行者にとって快適な空間の計画を行います。</p> <p>また、建築物のデザインについては、圧迫感を軽減する外壁面の形状や色彩の検討をまいります。</p> <p>なお、北仲通北再開発等促進地区地区計画は、横浜市都市計画マスタープラン等、関連上位計画を踏まえ策定されたものであり、引き続き、他上位計画の主旨を踏まえ計画・検討を行います。</p>
	<p>建築物の高さについて</p> <p>北仲第 2 公園に隣接した低層棟の壁面が、公園の境界からすぐの所に高さ 31 メートルの巨大な壁が出来ます。この公園は区内唯一の地域公園で最近では近隣の保育園の園児達も利用するなど地域の大事な憩いの場になっています。私たちも毎週日曜日の清掃や、近隣の人たちが集まるアウトドアリビング、防災訓練、盆踊りと地域交流の大事な場所となっています。開発をされる方達は、この地域住民の貴重な公園空間の環境劣化をどう思っているのでしょうか。現在、都市デザイン 50 周年が行われていますが、伝統ある都市政策の中では、地域の公園の必要性、公園環境の維持をどう捉えているのでしょうか。</p>	<p>本事業の低層棟については、各上位計画及びガイドラインにおいて道路及び海陸境界線から段階的にセットバックした建物計画とするよう定められており、これを遵守しながら、北仲通北再開発等促進地区内の他地区との連続性に配慮した計画としています。</p> <p>北仲通北第二公園との接続については、現時点での詳細は未定ですが、仮にフェンスが撤去された場合には、植栽の設置、駐車場や車路までの空間を確保する等、安全に配慮した計画を検討まいります。</p>

注) 意見書の内容は、原文のまま記載しました。

表 12.2-2(3) 意見書の内容と事業者の見解

項目	意見書の内容	事業者の見解
事業計画	<p>今回の方法書縦覧に際し、事業者に対し、次の質問を行い、ご回答を頂きました。</p> <p>(質問) 塔屋部分の高さが約 20m とのことですが、断面図では建物最上部の外壁に沿って壁のようなものが立っており、これが約 20m ということですか？</p> <p>(回答) ご理解のとおりです。建築基準法施行令第 2 条第 6 号に規定される建物高さ 150m の上に塔屋・各種設備を設置し、この塔屋・各種設備の保護・目隠しのため、高さ約 20m の部材を設ける計画としております。</p> <p>上記の質疑応答を踏まえ、次の通り意見を申し述べます。</p> <p>塔屋の目隠しの為の部材(高さ約 20m)については、実際の塔屋の高さよりも大幅に高く設定されており、外観上の建物高さが約 170m となっている。一方、地区計画では、建物高さは 150m に制限されている。結果的に、この不必要に高い目隠しの為の部材によって、景観が著しく阻害される建物計画となっており、この目隠しの高さについては、最小限にとどめるべきだと考えます。</p>	<p>高層棟の頂部に配置する目隠しのための部材(ファーリング)は、建築基準法の建物高さに含まれない範囲で設置する計画ですが、そのデザインについては、周辺の建築物との調和を考慮し、また屋上機械設備部分を隠し建物形状を綺麗に見せるなど、北仲通北地区の景観にふさわしいものとする計画です。なお、高層棟においては圧迫感を軽減する外壁面の形状や色彩の検討をしてまいります。</p>
	<p>貴建物においては塔屋の照明は必要最低限にしたい。 (B-2 地区の塔屋の照明はかなり明るい。)</p>	<p>ご指摘いただいた箇所の照明については北仲通北地区デザインガイドラインでの主旨も踏まえ検討を進めていきます。</p>

注) 意見書の内容は、原文のまま記載しました。

表 12.2-2(4) 意見書の内容と事業者の見解

項目	意見書の内容	事業者の見解
環境影響評価 景観について 地盤について	<p>今回の方法書縦覧に際し、事業者に対し、次の質問を行い、ご回答を頂きました。</p> <p>(質問) 景観の観測地点にザ・タワー横浜北仲の46階展望台からの景観は含まれていますか？</p> <p>(回答) ザ・タワー横浜北仲の46階展望台は調査地点には選定していません。景観の調査地点は、不特定多数の公衆が24時間いつでも利用でき、また滞留する場所として、原則屋外の場所を選定いたしました。</p> <p>上記の質疑応答を踏まえ、次の通り意見を申し述べます。</p> <p>景観の調査地点については、不特定多数の公衆が24時間いつでも利用でき、また滞留する場所として、原則屋外の場所を選定したとのことであるが、ザ・タワー横浜北仲46階展望台は、地区計画に基づき、一般市民が24時間、眺望を楽しめるように設置されているものであり、その趣旨から言って、ここからの景観も調査地点に加えるべきであると考えます。</p> <p>埋立地でもあり、地下掘削に伴う地盤の影響、地域に影響を及ぼさないかについて、適切に調査してほしい。</p>	<p>北仲通北再開発等促進地区地区計画では、A-4地区の地区整備計画として、高さ150mを超える部分に港及び内陸部を望むための、一般に開放された空気を設けるとされています。ザ・タワー横浜北仲(横浜北仲ノット)46階展望台は一般の方への開放時間については制限があり、方法書作成段階では民間施設の一部で公共性は低いものと捉えていましたが、上記の理由から公共性の高い場所に該当すると考えられるため、眺望景観の調査、予測及び評価地点として追加し選定すべく、ザ・タワー横浜北仲管理者等との調整を行います。</p>  <p>対象事業実施区域周辺の地盤には、東京湾に向かって徐々に軟弱地盤層が厚く分布しています。対象事業実施区域においても、層厚30~40m程度の軟弱地盤層が存在するとされています。</p> <p>環境影響評価方法書では、地下構造物の建設に伴う地下掘削による周辺地盤への影響を想定し、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこととしております。</p>

注) 意見書の内容は、原文のまま記載しました。

12.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の方法書に対し、横浜市環境影響評価条例第21条第1項に規定する環境の保全の見地からの方法市長意見書の送付を令和4年6月27日に受けました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表12.3-1に示すとおりです。また、方法市長意見及び事業者の見解は、表12.3-2に示すとおりです。

表 12.3-1 方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和4年7月15日～令和4年8月15日（32日間）
縦覧対象区	中区、西区
縦覧場所	横浜市 環境創造局 環境影響評価課 中区役所 区政推進課 企画調整係 西区役所 区政推進課 広報相談係

表 12.3-2 方法市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解	
事業計画について	事業計画	<p>周辺の開発状況を踏まえた計画、住宅の専有部での低炭素電気を選択を促す仕組み、隣接する公園との接続等について、更なる環境配慮を積極的に検討し、準備書を作成してください。</p>	<p>住宅部分における電力は、共同住宅の入居者が、低炭素電気を選択をできるよう検討してまいります。また、隣接する公園との接続については、行政機関等と調整を図りながら、詳細を検討してまいります。なお、本事業では、地区計画で定められた緑化率以上の緑化を行う他、北仲通北地区A-4地区の津波避難施設への経路を確保する等、更なる環境配慮を検討しています。</p> <p>第2章 p.2-7、p.2-8、p.2-15～p.2-19</p>
	地球温暖化対策	<p>ZEHを目指す取組等により温室効果ガスの抑制を検討してください。</p>	<p>共同住宅での ZEH-M Oriented（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンション・オリエンテッド）を採用した上で、更なるエネルギー消費量の削減に努めます。また、電気自動車を普及させ温室効果ガス削減に寄与するため、駐車場内には充電設備を設置します。</p> <p>第2章 p.2-16</p>
	施工計画	<p>対象事業実施区域周辺で工事用車両を待機させないように、対象事業実施区域内で待機スペースを確保した施工計画を検討してください。</p>	<p>工事中は、道路上に待機車両が発生しないよう、環境の保全のための措置を行うことを記載し、また事後調査計画の内容として選定しました。</p> <p>第2章 p.2-22 第6章 p.6.13-34 第8章 p.8-2</p>
環境影響評価項目について	工事中・土壌	<p>調査、予測及び評価並びに環境保全目標の設定等を適切に行い、準備書に記載してください。</p>	<p>既存の土壌調査結果を整理するとともに、土壌汚染対策法への対応方針を明らかにした上で、環境保全目標及び環境の保全のための措置を設定しました。</p> <p>第6章 p.6.5-6～p.6.5-18</p>
	供用時・温室効果ガス	<p>住宅の共用部及び専有部についても、低炭素電気を選択を前提とする予測及び評価を検討してください。</p>	<p>温室効果ガスの予測にあたっては、施設規模から求めたCO₂排出量と併せて、共同住宅でのZEHの採用または低炭素電気を選択した場合の予測値についても算出しました。</p> <p>第6章 p.6.1-18～p.6.1-21</p>

注) 事業者の見解に記載した参照ページは、環境影響評価準備書のページに対応します。

※本書に掲載した地図のうち、国土地理院発行の地図については、同院発行の地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を複製したものです。

なお、使用した国土地理院発行の地理院タイルの複製の範囲または区域は、下記に示すとおりです。

- ・地理院タイル（標準地図）：神奈川県横浜市の一部

※本書に掲載した地図のうち、横浜市発行の地図については、横浜市長の承認を得て、同市発行の地形図（都市計画基本図）を複製したものです。（横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9102号）

なお、使用した横浜市発行の地形図（都市計画基本図）は、下記に示すとおりです。

- ・横浜市地形図（縮尺 1/2,500）最新版：91 高島台、92 瑞穂町、104 西戸部、105 新港、116 伊勢佐木町、117 山下町